

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○国土調査の成果の認証
○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の指定
(地域振興課) 一

○保安林の指定の解除の予定

○道路の区域変更(三件)

○道路の供用開始(二件)

○都市計画変更案の縦覧(二件)

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)

公 告

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

正 誤

○宮城県公報第二五五号(令和三年十一月十六日付け)中

告 示

○宮城県告示第六十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

令和四年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
大崎市

二 調査を行った時期
平成二十九年年度から令和二年度まで

三 成果の名称
大崎市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
大崎市古川清滝字新町田の一部、同字明神の一部、同字田中の一部、同字新向田の一部、同字山崎の一部、同字町田、同字向田

五 認証年月日
令和四年一月三十一日

○宮城県告示第六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業岩沼西部地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和四年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地の表示

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²
岩沼市	南長谷	京	四七一	田	田	一、〇二一
同	同	同	四七二	田	田	一、〇二一
同	同	同	四七三	田	田	九二四

○宮城県告示第六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和四年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
気仙沼市岩月台ノ沢三三の一、三四の三、三五の二
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

○宮城県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後	前	後	前			
石巻市中央三丁目三番五地先から 同市八幡町一丁目四番三地先まで	石巻市中央三丁目三番五地先から 同市八幡町一丁目四番三地先まで	一四・三〇・七	一四・三〇・七	一〇・〇	一八九・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前		
牡鹿郡女川町尾浦字尾浦一四五番八地先から 同郡同町尾浦字尾浦一二四番四地先まで	牡鹿郡女川町尾浦字尾浦一四五番八地先から 同郡同町尾浦字尾浦一二四番四地先まで	八・七〇	八・七〇	一八・七	四六二・四

○宮城県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 花泉追線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
後	前	後	前		
登米市中田町石森字若林二九七番九地先から 同市中田町石森字若林二五三番三地先まで	登米市中田町石森字若林二九七番九地先から 同市中田町石森字若林二五三番三地先まで	一二・七〇	一二・七〇	一〇・四	一四一・〇

○宮城県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南築館線	大崎市田尻大貫字遠田一番一地从先から 同市田尻大貫字北長根一二番二地从先まで	令和四年 二月十日

○宮城県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	花泉迫線	登米市中田町石森字若林二九七番九地从先から 同市中田町石森字若林二五三番三地从先まで 登米市中田町石森字若林前四六番地先から 同市中田町石森字若林前四六番地先まで	令和四年 二月八日

○宮城県告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和四年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
仙塩広域都市計画区域区分
- 二 都市計画を変更しようとする土地の区域
1 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域
利府町 赤沼字明ヶ沢、同字越戸、同字放森、同字砂押及び同字脇ノ田の各一部

大和町 吉岡字南金谷中、同字金谷上、同字金谷中、同字西原、同字南金谷下の各一部、吉岡字金谷下の全部、吉岡字土保田、同字石川裏の各一部、吉岡字石川北の全部、吉岡字熊野上及び同字石川南の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、利府町役場（都市整備課）、大和町役場（都市建設課）

四 縦覧期間

令和四年二月八日から同年二月二十二日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和四年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

利府町流域関連公共下水道

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

(1) 汚水

利府町 赤沼字明ヶ沢、同字越戸、同字放森、同字砂押及び同字脇ノ田の各一部

(2) 雨水

利府町 赤沼字明ヶ沢、同字越戸、同字放森、同字砂押及び同字脇ノ田の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、利府町役場（上下水道課）

四 縦覧期間

令和四年二月八日から同年二月二十二日まで
五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第七十号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

名取市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七十一号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

北釜都市下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和四年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

多賀城市南宮字一里塚七十五番二、百四番四、七十九番一、百二番一、八十一番一、字庚申二百九十三番五、二百九十三番六、二百九十四番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区中野三丁目四番地の五
株式会社ルニハウス

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察交通管制センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 障害発生時に速やかに復旧対応ができる体制を有していること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三三五）へ令和四年二月二十一日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課及び担当班
〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二一三三三〇四二九）

2 入札説明書及び仕様書の交付場所及び方法
1 において配布及びこの入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和四年三月七日（月）までに必要書類を作成の上、1 において提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限
入札書を持参する場合は、5 の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和四年三月二十二日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1 において必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所
(一) 日時 令和四年三月二十三日（水）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者
1 二に定める資格を有しない者及び三の3 における審査により資格を有しないとされた者
2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条及び令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則（令和三年宮城県規則第一百一十号）第二条の

規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の委託料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として、年度開始（歳出予算成立）前に契約手続きを進めているものである。

したがって、この発注案件に係る歳出予算が不成立となったときは、入札の中止や契約の解除を行う。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters. March 22, 2022, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required Service of traffic control system maintenance - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection Bidding room, Miyagi Prefectural Police Headquarters March 23, 2022, 10 : 00 am.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-0429

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
令和四年二月八日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日 時 令和四年二月十日 午後一時三十分

二 場 所 第一会議室

三 事 件

第一号議案 学校教育法施行細則の一部改正について

第二号議案 職員の退職手当について

第三号議案 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について

第四号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

第五号議案 宮城県立高等学校学則の一部改正について

第六号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

正 誤

○宮城県公報第二五五号（令和三年十一月十六日付け）中

一

上

ら後 ら後
四ろ 五ろ
か か

「㊦」 「㊦」
各 各

「㊦」

「㊦」 「㊦」
各 各

「㊦」